

## 一般質問通告書

上記の件について、下記のとおり質問したいので、会議規則第62条第2項の規定により通告します。

令和3年8月20日

東村山市議会議長 あて

議席番号 14番

質問者 熊木 敏己

### 記

#### 1. 年金の相談 他 について

市は年金について、毎月の相談や市民総合相談で「年金・社会保険・労務相談」を行なっています。個人の年金支給（受給）総体は「ねんきん定期便」等で知ることが出来ますが、各個人の働き方の違いにより不明な部分が多々あり、相談も大変であろうと想像します。

当市での年金相談内容等を伺います。

- (1) 「年金にまだ加入していない方は、手続きをしてください」という勧奨が市報に載ることがある。どのような状況で加入できていない事態が発生してしまうのか 伺う。
- (2) 年金未加入で考えられる将来の問題はどのようなことか 伺う。
- (3) 相談会等での「年金」についてどのような相談があるのか 伺う。
- (4) 年金等の相談を社会保険労務士が対応しているが、一般的なことでなく個別の事案についても回答できる状況であるのか 伺う。
- (5) 毎月の相談や市民総合相談、市報への掲載以外での年金についての取り組み状況、今後の方針を伺う。

## 2. 秋津駅～新秋津駅間の喫煙所について

秋津駅～新秋津駅間では喫煙所がなく、路地裏や駐輪場・駐車場・飲料自販機の周りでは吸い殻のポイ捨てが目立ち、近隣の方々は美観の悪化や火災を心配しています。喫煙所を設置したらポイ捨ては減るか？ は不明ですが、今以上の注意喚起や誘導はできるのではないのでしょうか。

当市での喫煙所設置への取り組みについて伺います。

- (1) 喫煙所の設置は必要であると判断しているか 伺う。
- (2) 喫煙所設置について
  - ① 新秋津駅前ロータリー中央の利用については、以前の回答で「設置不可」であったが、改めて可能性を伺う。
  - ② 駅周辺は空き地が少なく、駐輪場の利用が適当と考えるが、その他の適地について考えを伺う。
- (3) 市の有料駐輪場で両駅間の導線を考えると、新秋津第1駐輪場が有望である。新秋津第1駐輪場の稼働率（利用率）を伺う。
- (4) 指定管理者が喫煙所を設置すること や 市から喫煙所設置を求め協議をすることは可能であるのか、指定管理者により管理を行なっている駐輪場を「喫煙所」として利用する場合の難点を伺う。
- (5) 有料自転車等駐輪場条例第14条では、市長が特に必要と認めるときには駐輪場の全部又は一部を休止することができる。と読み取れる。第14条の3号はどのようなことを想定したものか 伺う。
- (6) 「路上喫煙等禁止地区」を拡大、もしくは、禁止地区の回りを「路上喫煙等の防止推進地区」とすることは可能であるか 伺う。

以上